

議案第十五号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改める。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第五十三条 条例第二十条第二項に規定する規則で定める時間は、七時間四十五分（条例第二十八条第二項又は第三項の規定の適用を受ける職員にあつては、七時間四十五分に同条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に十八を乗じて得た時間とする。

第五十四条第二号中「公務上の災害若しくは地方公務員災害補償法」の下に「（昭和四十二年法律第二百一十一号）」を加え、「公益的法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）」に改め、「派遣先団体」の下に「（公益的法人等派遣条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。）」を加え、「退職派遣者」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）」に改め、「特定法人」の下に「（同条第一項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）」を、「労働者災害補償保険法」の下に「（昭和二十二年法律第五十号）」を加える。

第五十七条の八の三の見出し中「権衡職員」を「住居手当支給に係る権衡職員」に改め、同条中「該当する職員」の下に「（地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

第五十八条の五の見出し中「権衡職員」を「単身赴任手当支給に係る権衡職員」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第五十八条の二に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第五十八条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（地公法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（地公法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による採用をされたこと。

ニ 休職条例第二条第一号の規定による休職から復職したこと。

第五十八条の五第三項第七号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

第六十三条中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）」に改める。

第七十一条第二項を削り、同条第三項中「有給休職者」を「又は有給休職者」に改め、「又は長期病休者」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第八条を削る。

附則第九条中「特定職員」を「条例附則第二項に規定する特定職員（以下単に「特定職員」という。）」に改

め、同条を附則第八条とし、附則第十条を附則第九条とする。

別表第十の三を次のように改める。

別表第10の3 (第55条関係)

勤務箇所	職員	調整数
市町村立の小学校及び中学校	1) 学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設内に設置する分校において、教育に直接従事することを本務とする職員	1

別表第十三一級地(平成二十三年四月一日指定)の項及び三級地(平成二十六年四月一日指定)の項を削り、同表に次のように加える。

三級地 (平成二十七年四月一日指定)	宮古島市立平良中学校	沖縄県宮古島市
-----------------------	------------	---------

別表第十三の五平成二十二年四月一日指定の部須川中学校の項及び上小阿仁村学校給食センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十六日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年秋田県条例第二百二十号）の施行により
所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年秋田県条例第120号）の施行により所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う改正

- ① 市町村立学校職員の給与等に関する条例第20条第2項の教育委員会規則で定める時間は、7時間45分（育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあっては、7時間45分にその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間）に1.8を乗じて得た時間とすることとする。（第53条関係）
- ② 住居手当が支給される職員との権衡上必要があると認められるものから再任用職員を除くこととする。（第57条の8の3関係）
- ③ 単身赴任手当に係る権衡職員の範囲に、再任用されたことに伴い住居を移転し、同居していた配偶者と別居した職員を加えることとする。（第58条の5関係）

(2) 人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に伴う改正

病気休暇の上限日数が設定されることに伴い、不要となる給与及び寒冷地手当の半減規定を削除することとする。（第53条、第71条、附則第8条関係）

(3) 給料の調整数

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教員に係る給料の調整額を1（現行1.25）とすることとする。（別表第10の3関係）

(4) へき地学校の指定等

沖縄県へ職員を派遣すること及び市町村立学校の設置廃止等に伴い、へき地学校及び特別の地域に所在する学校の指定を改めることとする。（別表第13、別表第13の5関係）

(5) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成27年4月1日から施行することとする。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(勤務一時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第五十三条 条例第二十条第二項に規定する規則で定める時間は、七時間四十五分(条例第二十八条第二項又は第三項の規定の適用を受ける職員にあつては、七時間四十五分に同条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に十八を乗じて得た時間とする。</p>	<p>第五十三条 職員が負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十号)第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。))又は公益的法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。))の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。))若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。))第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。))の特定法人(同条第一項に規定する特定法人をいう。以下同じ。))の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。))のため条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。))第十六条の規定により病気休暇の承認を受けている場合において、当該病気休暇の開始の日から起算して九十日(第一号から第三号までに掲げる事由のいずれかによる場合にあつては二百七十日、第四号に掲げる事由による場合にあつては一年)を超えて引き続き勤務しないときは、その超える日数に対する給料は、その給料の月額額の二分の一を減じた額を基準として、日割計算により支給する。</p> <p>一 脳血管疾患、悪性新生物、心疾患その他成人病と認められるもの</p>

(休職者の給与)

第五十四条 条例第二十六条第五項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ
の支給割合は、次のとおりとする。

一 略

二 休職条例第二条第二号の規定による県立学校職員の休職の例による休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害若しくは地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤による災害(外国派遣職員の派遣先の業務上の災害又は同項に規定する通勤による災害若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤による災害を含む。)
(又は公益的法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。))の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。)
(若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。))第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。))の特定法人(同条第一項に規定する特定法人をいう。以下同じ。))の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

(住居手当支給に係る権衡職員の範囲)

第五十七条の八の三 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定め

二 精神科疾患及び原因不明の疾病

三 交通災害による長期治療を要する傷害(職員の重大な過失によると認められる場合を除く。)

四 結核性疾患

(休職者の給与)

第五十四条 条例第二十六条第五項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ
の支給割合は、次のとおりとする。

一 略

二 休職条例第二条第二号の規定による県立学校職員の休職の例による休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害若しくは地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤による災害(外国派遣職員の派遣先の業務上の災害又は同項に規定する通勤による災害若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤による災害を含む。)
(又は公益的法人等派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。))の派遣先団体(以下「派遣先団体」という。))の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。)
(若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。))第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。))の特定法人(同条第一項に規定する特定法人をいう。以下同じ。))の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

(権衡職員)の範囲)

第五十七条の八の三 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定め

る職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員（地公法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他同条第一項に規定する者から引き続き職員となつた者にあつては当該職員となつたとき、外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員又は休職条例第二条第一号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

（单身赴任手当支給に係る権衡職員の範囲等）
第五十八条の五 略

2 略

3 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第五十八条の二に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第五十八条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

る職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員

で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他同条第一項に規定する者から引き続き職員となつた者にあつては当該職員となつたとき、外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員又は休職条例第二条第一号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

（権衡職員の範囲等）
第五十八条の五 略

2 略

3 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰したこと、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用されたこと又は休職条例第二条第一号の規定による休職から復職したこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第五十八条の二に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該復帰等の直

イ 地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（地公法第二十八条の二第二項の規定により退職した日（地公法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による採用をされたこと。

ニ 休職条例第二条第一号の規定による休職から復職したこと。

二〇六 略

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「職員となつたとき又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 略

（宿日直勤務）

第六十三条 宿日直勤務とは、条例第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において行う勤務であつて次の各号に掲げるもの及び条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第九条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日又は国民の行事の行われる

前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第五十八条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

二〇六 略

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつたこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「職員となつたとき又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 略

（宿日直勤務）

第六十三条 宿日直勤務とは、条例第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において行う勤務であつて次の各号に掲げるもの及び条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例

第九条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日又は国民の行事の行われる

日で教育委員会が指定する日の正規の勤務時間において行うこれと同様の勤務（以下「正規の勤務時間において行う宿日直勤務」という。）をいう。

一・二 略

（寒冷地手当の額）

第七十一条 略

2| 基準日において条例第二十四条第一項各号に掲げる地域に在勤する職員（以下「支給対象職員」という。）が次に掲げる場合に

該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十四条第二項の規定による額を無給休職者等（第六十九条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）又は有給休職者（条例第二十六条第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下同じ。）に該当した月の現

日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 基準日において無給休職者等又は有給休職者

いずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において無給休職者等又は有給休職者

いずれれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれれにも該当しない支給対象職員となつた場合

三 基準日において無給休職者等又は有給休職者

いずれれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他のこれらの者のい

日で教育委員会が指定する日の正規の勤務時間において行うこれと同様の勤務（以下「正規の勤務時間において行う宿日直勤務」という。）をいう。

一・二 略

（寒冷地手当の額）

第七十一条 略

2| 第五十三条の規定の適用を受ける職員（以下「長期病休者」という。）の寒冷地手当の額は、条例第二十四条第二項の規定による額からその半額を減じた額とする。

3| 基準日において条例第二十四条第一項各号に掲げる地域に在勤する職員（以下「支給対象職員」という。）が次に掲げる場合に

該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十四条第二項の規定による額を無給休職者等（第六十九条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）有給休職者（条例第二十六条第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下同じ。）又は長期病休者に該当した月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者の

いずれれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者の

いずれれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれれにも該当しない支給対象職員となつた場合

三 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者の

いずれれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他のこれらの者のい

れかに該当する支給対象職員となつた場合
四略

附則

(条例附則第二項の減ずる額の計算)

第八条 給与期間(第四十七条に規定する給与期間をいう。)の中途において、条例附則第二項に規定する特定職員(以下単に「特定職員」という。)以外の者が特定職員となつた場合又は特定職員が特定職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第五十条各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第二項各号(条例附則第二項第四号及び第五号を除く。)に定める額に相当する額は、当該月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第九条 略

別表第10の3 (第55条関係)

れかに該当する支給対象職員となつた場合
四略

附則

(給与の減額)

第八条 当分の間、条例附則第二項に規定する特定職員(以下単に「特定職員」という。)に対する給与の減額に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、第五十三条に規定する給料の月額を二分の一を減じた額から、当該特定職員の給料月額に二分の一を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に二分の一を乗じて得た額)を減ずる。

(条例附則第二項の減ずる額の計算)

第九条 給与期間(第四十七条に規定する給与期間をいう。)の中途において、特定職員(以下単に「特定職員」という。)以外の者が特定職員となつた場合又は特定職員が特定職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第五十条各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第二項各号(条例附則第二項第四号及び第五号を除く。)に定める額に相当する額は、当該月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第十条 略

別表第10の3 (第55条関係)

勤務箇所	職員	調整数
市町村立の小学校及び中学校	<p>(1) 学校教育法 第81条第2項に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(2) 学校教育法施行規則 昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(3) 児童福祉法 昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設内に設置する分校において、教育に直接従事することを本務とする職員</p>	1

別表第十三(第五十九条関係)

級地区分 (指定年月日)	学校等の名称	所在地
略	略	略
一級地 (平成八年一月)	大阿仁小学校	北秋田市

勤務箇所	職員	調整数
市町村立の小学校及び中学校	<p>(1) 学校教育法 昭和22年法律第26号)第81条第2項に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(2) 学校教育法施行規則 昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(3) 児童福祉法 昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設内に設置する分校において、教育に直接従事することを本務とする職員(教頭を除く。)</p> <p>児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設内に設置する分校において、教育に直接従事することを本務とする教頭</p>	1.25
		1

別表第十三(第五十九条関係)

級地区分 (指定年月日)	学校等の名称	所在地
略	略	略
一級地 (平成八年一月)	大阿仁小学校	北秋田市

一日指定)

二級地 (平成十六年四月一日指定)	田代小学校	雄勝郡羽後町
三級地 (平成二十七年四月一日指定)	宮古島市立平良中学校	沖縄県宮古島市

別表第十三の五(第五十九条の三関係)

平成二十二年四月一日指定	略	常盤中学校	上小阿仁中学校	東成瀬中学校
略	略	能代市	北秋田郡上小阿仁村	雄勝郡東成瀬村

一日指定)

一級地 (平成二十三年四月一日指定)	秋ノ宮小学校	湯沢市
二級地 (平成十六年四月一日指定)	田代小学校	雄勝郡羽後町
三級地 (平成二十六年四月一日指定)	石垣市立真喜良小学校	沖縄県石垣市

別表第十三の五(第五十九条の三関係)

平成二十二年四月一日指定	略	常盤中学校	須川中学校	上小阿仁中学校	東成瀬中学校
略	略	能代市	湯沢市	北秋田郡上小阿仁村	雄勝郡東成瀬村

東成瀬村小中学校給食共
同調理場

雄勝郡東成瀬
村

上小阿仁村学校給食セン
ター

東成瀬村小中学校給食共
同調理場

北秋田郡上小
阿仁村

雄勝郡東成瀬
村

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案の概要

平成27年3月26日

教職員給与課

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年秋田県条例120号）の施行に伴う改正

① 条例改正による平成27年4月1日以降の勤務1時間当たりの給与額の算出方法

勤務1時間当たりの給与額の算出方法（太字表記が改正部分）

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当} + \text{へき地手当}) \times 12 \text{ (月)}}{38.75 \text{ (週勤務時間)} \times 52 \text{ (週)} - \text{休日分の時間} (\ast)}$$

(※) 休日分の時間については教育委員会規則で定めることとした。

【今回の改正部分】

休日分の時間 = 7時間45分 × 18

育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員については、「7時間45分」とあるのは次の式で求められる時間とする。

$$7\text{時間}45\text{分} \times (1\text{週間当たりの勤務時間} / 38\text{時間}45\text{分})$$

「勤務1時間当たりの給与額」

時間外勤務手当の支給や、欠勤等があった場合の欠勤控除額の算出の基礎額。

② 単身赴任手当を支給することができる権衡職員の範囲等に、再任用に伴い単身赴任をすることとなった職員を追加する。

(権衡職員・・・単身赴任手当の支給要件について満たしていないが、他の職員との均衡から必要があると認められる職員。再任用職員については、「異動に伴う」という要件を任用の形態から満たすことができない。)

【単身赴任手当の支給要件】

異動に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居した職員で、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給される。

2 人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に伴う改正

【現行】負傷又は疾病による病気休暇は期間の上限がなく、連続して90日を超える部分の給与は半減される規定がある（一部の傷病については270日とする）。

【改正案】病気休暇については連続して90日以内の期間（一部の傷病については180日）とされ、それ以降は病気休暇は取得できないことから、90日を超える病気休暇の給与の半減規定を削除する必要がある。）

3 沖縄県との人事交流及び小・中学校の設置廃止に伴う、へき地学校の指定・解除

(1) 設置廃止により指定解除となるもの

① 秋ノ宮小学校（一級地指定）の指定解除

横堀小、院内小、小野小と統合し、雄勝小として新設される。（雄勝小は現雄勝中に隣接する予定である。）

② 須川中学校（特別の地域）の指定解除・・・湯沢南中学校へ統合

③ 上小阿仁村学校給食センター（特別の地域）の指定解除

平成26年12月末に廃止され、上小阿仁村学校給食調理場が上小阿仁小学校の施設の一部として、平成27年1月に新設

(2) 人事交流による指定解除及び新規指定

① 沖縄県石垣島市立真喜良小学校（三級地指定）

派遣終了により指定解除

② 沖縄県宮古島市立平良中学校（三級地指定）

人事交流により1名が派遣予定

4 給料の調整額の引き下げ

義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、改定することとする。

〈給料の調整額〉

○職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べ著しく特殊な職を占める職員に対して、給料月額 $25/100$ を超えない範囲内で給料を調整して支給するもの。

○算出方法

給料の調整額 = 調整基本額 × 調整数

調整基本額・・・規則で給料表及び職務の級に応じて定めている。

調整数・・・所属や職務内容に応じて、調整数が規則により定められている。

※特別支援教育に直接従事することを本務とする職員について、給料の調整額が支給されており、現行 1.25 の調整数が規定されているが、国の見直しに鑑み、調整数を1にすることとする。

5 施行期日

この規則は、平成27年4月1日から施行することとする。